

熊川漁業協同組合内共第5号 第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第一条 この規則は、熊川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第5号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、やまめ、及びうぐいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第二条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があったときは、第十二条に規定する場合を除き、承認するものとする。

3 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第八条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

第三条 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法による遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁 具 漁 法	規 模
手 釣 竿 釣	竿数は1人1本
投 網	細目は3.3センチメートル以上

(遊漁期間)

第四条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
う ぐ い	1月1日から12月31日まで
や ま め	4月1日から9月30日まで
あ ゆ	7月1日から9月30日まで

2 前項の公表は、次に掲げる場所に掲示して行い、必要があるときは、福島民報新聞に掲載するものとする。

(1) 熊川漁業協同組合事務所

(2) 熊川漁業協同組合遊漁承認証取扱所

(禁止区域)

第五条 前条に定めるもののほか、組合が水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公表したときは、当該禁止区域において当該期間中は遊漁をしてはならない。

2 前項の公表については、前条第2項の規定を準用する。

(全長の制限)

第六条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ同表の右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
やまめ	15センチメートル
うぐい	7センチメートル

(尾数の制限)

第七条 次の表の左欄に掲げる魚種は、1人1日あたりそれぞれ右欄に掲げる尾数を超過して保持してはならない。

魚 種	尾 数
やまめ	100尾
うぐい	100尾
あゆ	100尾

(遊漁料の額及び納付方法)

第八条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料とし、肢体不自由者のときは当該額の二分の一に相当する額とする。

魚 種	漁 具 漁 法	遊 漁 料	
あゆ やまめ うぐい	手 釣 竿 釣	1日	800円
		1年	4,000円
		中学生1年	1,000円
	投 網	1年	4,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 熊川漁業協同組合事務所
- (2) 熊川漁業協同組合遊漁承認証取扱所

(遊漁承認証に関する事項)

第九条 組合は、第二条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は、漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第十条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合員が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第十一条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員である事を表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第十二条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附則

- 1, この規則は、令和5年9月1日から施行する。